

## ○大和市国際交流事業補助金交付要綱

平成23年1月17日告示第8号

改正

平成24年6月29日告示第153号

### 大和市国際交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市国際親善事業実施要綱（平成22年大和市告示第122号）第2条第2号に規定する友好親善活動等として、市内に活動拠点を有する市民団体が国際交流を図ることを目的に友好都市を訪問し、又は友好都市から訪問団を受け入れる活動に対して、予算の範囲内で補助することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 友好都市 本市の友好都市である大韓民国京畿道光明市をいう。
- (2) 市民団体 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者が過半数を占め、かつ、5人以上で構成する団体で、国際化の推進を目的として継続して活動し、又は新たに活動する意思のあるものをいう。
- (3) 訪問活動 友好都市を訪問する活動をいう。
- (4) 受入活動 友好都市から訪問団を受け入れる活動をいう。
- (5) 交流事業 訪問活動及び受入活動をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる交流事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 芸術文化及び伝統文化に関する交流事業
- (2) スポーツに関する交流事業
- (3) 教育に関する交流事業
- (4) その他市長が認めた交流事業

2 前項の交流事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 交流事業を行う訪問団の主たる目的が、友好都市の市民との交流であり、観光、語学研修、留学、親睦等に係る旅行でないこと。

- (2) 訪問団は、交流事業において原則として一団で活動すること。
- (3) 交流事業を行う市民団体が独自に市民交流を企画したもので、他の団体が企画、募集等を行ったものでないこと。
- (4) 政治、宗教又は営利に係るものでないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第1のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

- 2 同一の市民団体に対する補助金の交付は、当該市民団体が交流事業を開始した日の属する会計年度内における訪問事業及び受入事業について、それぞれ1回を限度とする。

(交付の申請等手続)

第5条 市民団体が、補助金の交付を受けようとするときは、市長が指定する日までに大和市国際交流事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大和市国際交流事業実施計画書
- (2) 大和市国際交流事業収支予算書
- (3) 市民団体の会則、予算、役員構成等を明示した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、必要な調査を行った上で、交付の適否及び補助金の額を決定し、大和市国際交流事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金交付の目的を達成するために必要な条件又は指示事項を付することができる。

(補助事業の計画変更又は中止)

第7条 市民団体は、前条第1項の規定により補助金交付決定の通知を受けた後に補助事業の計画を変更又は中止をしようとするときは、大和市国際交流事業(変更・中止)承認申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、適当と認めるものについて、大和市国際交流事業(変更・中止)承認通知書により市民団体に通知する。

(実績報告)

第8条 市民団体は、補助金交付の対象となった交流事業が終了したときは、その日から

起算して30日以内に大和市国際交流事業補助金交付実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大和市国際交流事業収支決算書
- (2) 交流事業に関する記録写真
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(様式)

第9条 この要綱で使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。  
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成24年6月29日告示第153号)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

区分	補助金の額
訪問活動	10,000円に当該市民団体の訪問活動を行った人数(本市の住民基本台帳に記録されている者の人数に限る。)を乗じて得た額とし、訪問活動に係る基準経費の3分の1に相当する額又は200,000円のいずれか少ない方の額を限度とする。
受入活動	10,000円に当該市民団体が友好都市から訪問を受け入れた人数(友好都市に住所を有する者の人数に限る。)を乗じて得た額とし、受入活動に係る基準経費の3分の1に相当する額又は200,000円のいずれか少ない方の額を限度とする。

備考 交流事業に係る基準経費は、訪問活動又は受入活動に係るもので、原則として次に掲げる経費を合計した額とする。ただし、他の団体等から補助金等を受けている場合は、当該経費から当該補助金等の額を控除した額とする。

- (1) 旅費(国際線の航空運賃、船舶運賃及び現地移動経費)
- (2) 宿泊費(渡航先での宿泊施設の室料、税金及びサービス料。ただし、食費を除く。)

- (3) 会場費（打合せを行う場合）
- (4) 消耗品費
- (5) 印刷製本費（実施プログラム、事業報告書等の印刷経費）
- (6) 保険料
- (7) 謝金（訪問活動に関する事前研修及び受入活動に関する交流会の講師等に係る経費）
- (8) 交流会開催経費（交流会の食事、教材等に係る経費）
- (9) 通信運搬費（資材等の運搬、通信等に係る経費）
- (10) その他当該交流事業に係る経費で市長が必要と認めたもの

別表第2（第9条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市国際交流事業補助金交付申請書	第5条
第2号様式	大和市国際交流事業実施計画書	第5条
第3号様式	大和市国際交流事業収支予算書	第5条
第4号様式	大和市国際交流事業補助金交付決定通知書	第6条
第5号様式	大和市国際交流事業（変更・中止）承認申請書	第7条
第6号様式	大和市国際交流事業（変更・中止）承認通知書	第7条
第7号様式	大和市国際交流事業補助金交付実績報告書	第8条
第8号様式	大和市国際交流事業収支決算書	第8条